

資料 7

【報告事項】

- (7) 平成 25 年生活保護基準改定に関する最高裁判決を踏まえた国における検討について

1 訴訟の概況

平成25年の生活保護基準改定が違法と主張し、この改定に基づく自治体の保護変更決定処分の取消等を求めるもの。

2 平成25年生活保護基準改定の概要

生活保護基準は、一般国民生活における消費水準との比較により、数年おきに改定。

平成19年検証で、当時デフレ傾向にあり生活保護基準は高いとされていたが、社会経済情勢を総合勘案し、減額せずに据置かれていたことも踏まえ、平成25年改定において、物価による調整（デフレ調整）を行い、生活扶助費を3か年で段階的に4.78%減額。

3 最高裁判決の主旨

令和7年6月27日、平成25年改定に対する最高裁判所判決が言い渡され、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続きには過誤、欠落があり違法とされた。

4 最高裁判決を踏まえた国における検討

最高裁判決が示されたことを受け、国においては令和7年8月に社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置、同年11月に報告書が取りまとめられ、対応の方向性が示された。

平成25年8月からの生活保護費の生活扶助費を、専門委員会の議論を踏まえた消費実態に基づく水準の改定率▲2.49%に代えることで生じる差額（▲4.78%と▲2.49%の差額分）を追加支給することとなった。

原告については紛争の解決の要請を踏まえ、追加支給に加えて特別給付金を支給することとなった。

5 今後の支給予定

原告に対する特別給付金に対しては、確定判決後、国から直接、速やかに支給することとしている。

現在、保護受給中の世帯に対しては、受給中の自治体で追加支給を行い、受給者からの申し出は不要。世帯ごとに追加支給額を順次算定するため、相当の期間が必要となるが、令和8年度中に追加支給を終了する見込み。

現在、保護を受給していない世帯は、当時保護を受給していた自治体に申出る必要あり。申出は令和8年夏頃から受付予定。

6 その他

- ・ 追加支給は生活扶助のみで、医療扶助や介護扶助等他の扶助には影響はない。
- ・ 既に死亡した保護受給者は、追加支給の対象ではない。

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日の最高裁判決において、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」と指摘され、違法と判断されたことに加え、追加給付を行う結果となったことについて、生活保護行政を所管する厚生労働省として深く反省し、原告の皆様を含め、広く国民の皆様にお詫び申し上げます。

平成25年生活扶助基準改定に関しては、最高裁判決が示されたことを受けて、最高裁判決を踏まえた対応の在り方について、令和7年8月に設置した社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」にて検討が進められ、同年11月18日に専門委員会の報告書がとりまとめられました。

並行して、国と地方自治体との意見交換を行うため、同年10月から「最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議」を行うとともに、同年11月に厚生労働大臣と自治体首長級の「最高裁判決への対応に関する国と地方の協議」を開催し、検討を進めてきたところです。

これらの内容を踏まえ、同年11月21日に、「社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」を公表し、「生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第八条第二項の規定・・・や第二条の規定による無差別平等原則・・・を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整マイナス二・四九パーセントの水準で一律に実施」するとともに、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給することとし、こうした方針（以下「政府の対応方針」という。）に基づき、令和7年度補正予算において、保護費の追加給付等を行うための経費について計上（令和7年12月16日に補正予算が国会で成立）したところです。

こうした手続等を経て、令和8年2月20日付けで「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例（令和8年厚生労働省告示第43号）」が公布され、3月1日付けで適用される予定です。

厚生労働省としては、最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について、自治体と連携して取り組んでまいります。

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付について

- 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付については、自治体の準備状況に応じて順次支給を開始することとしています。
なお、対象世帯のうち、現在保護を受給していない世帯への追加給付については、当時保護を受給していた自治体に対して追加給付に関する申出を行うことにより、支給することとしています。申出手続きや申出の開始時期（令和8年夏頃を予定）等の詳細については、改めてお知らせする予定であることを申し添えます。

 [最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付について \[674KB\]](#) 

【参考】

(1) 対象者

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の対象者は、算定対象期間に保護の基準に基づき、保護の基準別表第1第1章の基準生活費又は第3章の入院患者日用品費若しくは介護施設入所者基本生活費が算定された者（現在保護停止中の者及び保護廃止された者を含む。）。

(2) 追加給付の対象となる範囲（基準生活費、加算等、対象となる期間等）

ア 対象となる基準生活費及び加算等

追加給付の対象となる基準生活費及び加算等は、平成25年改定時及びそれ以降においてデフレ調整による影響が及んでいるものとなり、具体的には以下のとおりです。

- ・ 居宅の基準生活費（第1類の基準額、第2類の基準額及び地区別冬季加算額、期末一時扶助費）
- ・ 救護施設及び更生施設（ともに準ずる施設を含む。以下「救護施設等」という。）の基準生活費（基準額、地区別冬季加算額、期末一時扶助費）
- ・ 妊産婦加算、障害者加算（保護の基準別表第1第2章の2の（1）の加算額に限る。以下同じ。）、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算
- ・ 入院患者日用品費（基準額、地区別冬季加算額、期末一時扶助費）、介護施設入所者基本生活費（基準額、地区別冬季加算額、期末一時扶助費）
- ・ 未成年者控除（令和4年4月以降は20歳未満控除に名称を変更。）

イ 対象期間及び追加給付額

（対象期間）

追加給付の対象期間は、平成25年改定時及びそれ以降においてデフレ調整による影響が及んでいる期間となり、また、追加給付額は、対象者の保護の受給状況（算定されていた基準生活費及び加算等の内容や対象期間）によって異なります。

なお、第1類及び第2類の基準額については、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における平成29年検証を踏まえた平成30年10月の改定により水準の見直しが行われていることから、平成30年9月までが対象期間となります。地区別冬季加算額については、基準部会における平成27年検証を踏まえた平成27年度の改定により水準の見直しが行われていることから、平成25年8月から平成27年9月までが対象期間となります（ただし、第2類、救護施設等の地区別冬季加算額に限る。）。母子加算のうち在宅者への加算額については、基準部会における平成30年検証を踏まえた平成30年10月の改定により水準の見直しが行われていることから、平成30年9月までが対象期間となります。

（追加給付額）




平成25年当時の生活扶助基準改定のうち、デフレ調整の改定率（▲4.78%）を、専門委員会の議論を踏まえた消費実態に基づく高さ（水準）調整の改定率（▲2.49%）に代えることで生じる差額に相当する額を給付します。

追加給付額の具体的な算出方法としては、算定対象期間の間に適用されていた保護の基準に基づき算定された額に対して当該差額に相当する額を算出するための給付率を乗じることによって算出します。

<参考>

[PDF 追加給付額の例・対象期間 \[424KB\]](#) 

関係通知等

- [PDF 平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例（令和8年厚生労働省告示第43号） \[54KB\]](#) 
- [PDF 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等について（令和8年2月20日付社援発0220第1号厚生労働省社会・援護局長通知） \[865KB\]](#) 
- [PDF 生活保護基準引下げ分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金の支給について（令和8年2月20日付社援発0220第2号厚生労働省社会・援護局長通知） \[308KB\]](#) 

【参考】

（１）平成25年生活扶助基準改定について

- 平成25年の生活扶助基準の改定は、
 - ・ 当時、物価下落が継続し基準額が据え置かれていた状況を踏まえ、経済情勢の変化を適切に反映させる観点から、物価の下落分を考慮して水準調整を行うこと【デフレ調整】
 - ・ 基準部会の検証結果を踏まえ、年齢別・世帯人員別・級地別の基準額について、一般低所得世帯の消費実態との乖離を是正すること【ゆがみ調整】という2つの考え方にに基づき、生活扶助基準の必要な適正化を図ったものです。

 [平成25年生活扶助基準改定について \[442KB\]](#) 

（２）最高裁判決の内容について

- 最高裁判決は、判決主文において、対象となった大阪訴訟及び名古屋訴訟の当事者の原告らに対する当時の保護変更決定処分を取り消す一方、原告らの国に対する国家賠償請求を棄却するものでした。
その理由中の判断としては、主に、以下のような内容が判示されており、これらの内容を踏まえ、専門委員会において、平成25年改定当時の経済情勢や生活保護法の理念、判決の法的効果等を踏まえた対応の在り方について検討が行われました。

（判断枠組み）

- ・ （生活保護法3条及び8条2項の規定にいう）最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、同条1項の委任を受けた厚生労働大臣がこれを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。そうすると、厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たり、それにより基準生活費を減額されることとなる被保護者の期待的利益についての配慮の要否等を含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきであり、本件改定は、その判断に上記見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法3条、8条2項に違反して違法となるものと解される。
- ・ 生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきた（略）経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的専門性や専門的知見との整合性の有無等について判断されるべき。

（ゆがみ調整に係る主な判断）

- ・ 2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということはできない。

（２）最高裁判決の内容について

- 最高裁判決は、判決主文において、対象となった大阪訴訟及び名古屋訴訟の当事者の原告らに対する当時の保護変更決定処分を取り消す一方、原告らの国に対する国家賠償請求を棄却するものでした。
その理由中の判断としては、主に、以下のような内容が判示されており、これらの内容を踏まえ、専門委員会において、平成25年改定当時の経済情勢や生活保護法の理念、判決の法的効果等を踏まえた対応の在り方について検討が行われました。

（判断枠組み）

- ・ （生活保護法3条及び8条2項の規定にいう）最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、同条1項の委任を受けた厚生労働大臣がこれを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。そうすると、厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たり、それにより基準生活費を減額されることとなる被保護者の期待的利益についての配慮の要否等を含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきであり、本件改定は、その判断に上記見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法3条、8条2項に違反して違法となるものと解される。

裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法3条、8条2項に違反して違法となるものと解される。

- 生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきた（略）経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的専門性や専門的知見との整合性の有無等について判断されるべき。

（ゆがみ調整に係る主な判断）

- 2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということではできない。

（デフレ調整に係る主な判断）

- 厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいい難い。
- 上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない。物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべき。
- 本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法。


（国家賠償に係る主な判断）

- 厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいい難い。
- 平成24年8月に施行された社会保障制度改革推進法附則においても、生活扶助の給付水準の適正化その他の必要な見直しを早急に行うものとする旨が規定されていた。加えて、物価変動率を指標とすること自体が直ちに許容されないものとはいえない。
- 厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとは認められない。

[PDF 最高裁判決の概要 \[1.5MB\]](#) 

[生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決について（報道発表）](#)

[PDF 最高裁判所判決（大阪） \[875KB\]](#) 

[PDF 最高裁判所判決（名古屋） \[803KB\]](#) 

（3）各種会議による審議

- 社会保障審議会生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会
平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を受け、学識経験者（法律・経済・福祉）による専門委員会を令和7年8月に設置し、議論が進められ、同年11月18日に報告書がとりまとめられました。

[PDF 専門委員会の概要 \[420KB\]](#) 

[PDF 専門委員会とりまとめのポイント \[117KB\]](#) 

[専門委員会の審議過程](#)

- 最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議・最高裁判決への対応に関する国と地方の協議
社会保障審議会生活保護基準部会「最高裁判決への対応に関する専門委員会」による議論と並行し、国と地方自治体との意見交換を行うため、令和7年10月から「最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議」を行うとともに、同年11月に厚生労働大臣と自治体首長級の「最高裁判決への対応に関する国と地方の協議」を開催し、検討を進めてきました。

[最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議](#)


[最高裁判決への対応に関する国と地方の協議](#)

(4) 最高裁判決への対応に関する政府の対応方針について

- 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第8条第2項の規定や第2条の規定による無差別平等原則を踏まえ、
 - ・ 原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差分を給付）することとしました。
 - ・ 原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）することとしました。

[社会保障審議会生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会 報告書等を踏まえた対応の方向性について（報道発表）](#)

(5) 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて

-  [平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて \[165KB\]](#)

平成25年8月以降に生活保護を受けていたみなさまへ
最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付
をご案内します。

対象になる世帯

- ✓ 平成25(2013)年8月から平成30(2018)年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯。
- ✓ 上記のほか、平成30(2018)年10月から令和8(2026)年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯なども対象になります。
- ✓ 現在、保護を受給していない世帯も上記の条件に当てはまる場合は対象。

支給される金額

- ✓ 生活扶助基準の「**新たな水準**」と「**従来水準**」との差額

支給までの手続

- ✓ 保護受給中の世帯(※)は、現在受給中の自治体で追加給付を行いますので、原則として支給手続(申出)は不要です。
(※) 平成25年8月以降の期間において、別の自治体で保護を受給していた世帯は、当時保護を受給していた自治体への申出が必要です。
- ✓ 現在、保護を受給していない世帯は、当時保護を受給していた自治体で追加給付を行いますので、その自治体に当時の世帯主から申出を行っていただく予定です。
- ✓ 原告の方には別途、特別給付金が支給されます。

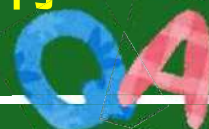
支給スケジュール

- ✓ 自治体の準備状況に応じて支給スケジュールが異なります。
なお、現在、保護を受給していない世帯の申出は令和8年夏頃から受付予定です。申出手続きの詳細は、今後お示しします。

裏面もご覧ください

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付

よくあるご質問



Q1 支給額はいくらになりますか？

A1 支給額は、当時の年齢、世帯人数、お住いの地域、保護を受給していた期間、加算の有無などによって異なります。

なお、平成25年8月から令和8年3月まで継続的に保護を受給していた世帯の支給額の例は以下のとおりです。(受給期間が一部期間の場合は当該月数分のみ支給されます。)

【地方部(3級地-2)の場合の例】 ※居宅の場合

世帯の例	H25.8~R8.3まで継続して保護を受給していた場合(合計)				
		H25.8~ H26.3 (8ヶ月分)	H26.4~ H27.3 (12ヶ月分)	H27.4~ H30.9 (42ヶ月分)	H30.10~ R8.3 (90ヶ月分)
60歳代単身の例	8.5万円	0.4万円	1.2万円	6.5万円	0.2万円
30歳代夫婦、4歳の子ども1人の例	16.1万円	0.8万円	2.4万円	12.5万円	0.3万円

(※) 各期間ごとの数値は端数処理をしているため、合計と一致しません。

(※) 期間に応じて従来水準に対する追加給付率が異なります。(H25.8~+0.8%、H26.4~+1.6%、H27.4~+2.4%)

(※) H30.10以降は、期末一時扶助(毎年12月支給)、冬季加算のみ支給月数に計上しています。

(※) 級地とは、地域の生活様式等の違いを踏まえ基準額に地域差を設けており市町村ごとに指定しています。

Q2 現在はA市で生活保護を受けていますが、平成25年8月時点ではB市で、その後C市で生活保護を受けていました。その場合、A・B・C市から保護費の追加給付があるのでしょうか？

A2 それぞれの自治体から追加給付されます。A市からは手続きをすることなく支払われますが、B市・C市に対しては申出を行ってください。

Q3 平成25年当時は、両親と私の3人で生活保護を受けていましたが、父親は亡くなり、現在は、母親と私の2人で生活保護を受けています。

A3 亡くなられた方は保護費の追加給付の対象となりませんので、この場合、お二人分の追加給付をいたします。

Q4 現在、生活保護を受けていますが、今回の保護費の追加給付は収入認定の対象になりますか。

A4 収入認定の対象になりません。なお、保有が認められない物品の購入や他の世帯への贈与などは認められません。



本件について、保護費の追加給付について、厚生労働省や自治体から口座番号等をお電話でお聞きすることはありません。詐欺にご注意ください！